

## 組織犯罪対策要綱

### 第1 要綱の目的

この要綱は、組織犯罪が治安に重大な影響を与えるものであることに鑑み、全国警察が一体的に犯罪組織の実態を的確に把握し、所要の対策を講じ、効果的な打撃を与えることにより、犯罪組織の弱体化及び壊滅を図り、もって市民生活の安全と平穩を確保するため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2 組織犯罪対策の基本姿勢

組織犯罪対策を推進するに当たっては、全国警察が収集した犯罪組織に関する情報を集約し、及び分析してその実態を解明するとともに、分析結果に基づく犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略を立案した上で、当該戦略に基づき、全国警察が、犯罪組織に対し、厳しい対決姿勢を堅持し、一体的な取締りその他の諸対策を実施することを基本姿勢とする。あわせて、不断に創意工夫を図り、効果的かつ適切な情報収集活動の推進、捜査手法の高度化、国民各層、関係機関、関係団体等との幅広い連携等に努めることにより、悪質化し巧妙化する、又は新たに出現する犯罪組織に対して戦略的な対策を実施するものとする。また、組織犯罪は、社会・経済の変化に応じて常に変化していくものであることから、広い視野での情報の収集・分析に努め、治安の脅威となっている犯罪組織やその活動実態を的確に把握し、適時適切な対策を講ずるものとする。

### 第3 組織犯罪対策を推進するための基盤整備

(略)

### 第4 組織犯罪に係る情報の収集、分析等

(略)

### 第5 戦略的な組織犯罪対策の推進

1～3 (略)

#### 4 関係機関及び関係団体等との連携

組織犯罪対策戦略に基づく組織犯罪対策の実施に当たっては、各都道府県警察は、情報提供、指導、広報啓発活動等による関係団体等からの協力の確保に努めるとともに、事件検挙のみならず、他の各種行政施策の推進に当たっても、関係機関の権限の発動を促すなど、緊密な連携に努める。

#### 5 国民の理解と協力の確保

国民と警察との間の多様なネットワークを効果的に活用するなど、あらゆる機会を通じて、組織犯罪の実態、組織犯罪に対する警察の取組姿勢等に関する積極的かつ効果的な広報を実施することにより、組織犯罪を拒絶する気運の高揚を図

り、組織犯罪対策への国民の理解と協力を確保する。

## 第6 組織犯罪対策に有効な捜査手法等の積極的活用

(略)

## 第7 組織犯罪対策の重点

### 1 暴力団対策の推進

#### (1) 実態解明

##### ア 実態解明の推進

暴力団対策を効果的に推進するため、次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）の活動実態、組織の運営方法及び資金獲得活動の実態を始め、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的つながり、対立・友誼関係等その組織実態の全般を解明する。

(ア) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下「準構成員」という。）

(エ) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ。）

(オ) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。）

(カ) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。）

(キ) 特殊知能暴力集団等（(ア)から(カ)に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。以下同じ。）

##### イ 指定資料の確実な整備

各都道府県警察は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)に基づく暴力団の指定が適切に行われるよう、指定に必要な資料を確実に整備する。

(2) 暴力団に対する取締り

ア 資金獲得活動に打撃を与える取締り等の推進

(略)

イ 人的資源に打撃を与える取締り

(略)

ウ 対立抗争事件に対する取締り

(略)

エ 国民に危害を与える犯罪の取締り

(略)

(3) 暴力団関係企業等に対する取締り

(略)

(4) 共生者等対策

(略)

(5) 暴力団排除活動

ア 暴力団排除活動の配意事項

暴力団排除活動は、一般的な世論の喚起にとどまることなく、暴力団等の組織又は活動に打撃を与えるよう、取締りと有機的に連動させつつ、特定の職域や地域を対象として個別かつ具体的に行う。

また、共生者等の暴力団と密接な関係にある者に対しては、事件検挙はもとより、暴力団の排除に関する条例、公共事業や企業活動からの暴力団排除の枠組み等を効果的に活用するなどして、社会に暴力団と関係を持つことが不利益につながるとの認識を浸透させ、社会全体で暴力団を排除する気運を高める。

さらに、暴力団排除活動を推進するとともに、国民を暴力団員等（暴力団員、準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等をいう。以下同じ。）による違法又は不当な行為から守るため、警察の保有する暴力団に関する情報の積極かつ適切な部外への提供を行う。

イ 関係機関と連携した資金獲得活動の封圧

あらゆる警察活動を通じて収集した資料に基づいて、営業許可、公共事業の発注等に関係する行政機関の権限の発動を促し、暴力団関係企業を許可等に係る営業、公共事業等から排除する。

また、関係機関と連携して、公的給付及び公益事業に係る暴力団員等による違法又は不当な行為を防止するとともに、公共施設、公営競技、露天営業等から暴力団等を排除する。

ウ 職域及び地域における暴力団排除活動に対する支援

暴力団員等による不当要求を受けやすい風俗営業、性風俗関連特殊営業、

建設業等の営業所に対する暴排ローラー（営業所を網羅的に訪問して行う実態把握活動をいう。）を実施することにより、暴力団員等による潜在する不当要求事案を掘り起こし、その拒絶を促すなど、職域及び地域における暴力団排除活動に対する適切な支援を行う。

また、関係機関等と連携し、地域住民による暴力団排除活動の指導及び支援を行うことなどにより、暴力団事務所の撤去及び進出阻止並びに義理掛け行事の阻止を図る。

#### エ 行政機関等及び企業に対する違法又は不当な行為の排除

暴力団員等が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関等又は企業（その職員を含む。）を対象として行う違法又は不当な行為を排除するため、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）や弁護士会と連携し、行政機関等、企業、業界団体、企業防衛組織等との連絡体制の確立、職員に対する責任者講習の実施及び適時適切な支援措置等の対策を講じる。

また、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の普及に努めるとともに、各種業界団体との連携を図りつつ、契約約款等への暴力団排除条項の導入を推進するなど、暴力団等との関係遮断に取り組む企業等に対して、適切な支援を行う。

#### オ 暴力団への人的供給の遮断と暴力団からの離脱・社会復帰の促進

少年に対する加入強要、暴力団員の脱退妨害等に対する暴力団対策法の規定による命令の発出等の措置を講じるとともに、暴力団からの離脱者に対しては、関係機関等と連携し、社会経済活動への参加を確保するための支援を行う。

### (6) 暴力団被害の防止及び被害者への支援

#### ア 国民の立場に立った暴力相談の実施及び相談への適切な対応

暴力団員等による違法又は不当な行為の被害者等が相談しやすい環境を確保するとともに、相談の内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法による命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を行うように努める。警察としての対応が困難であると思われる事案についての暴力相談であっても、被害者等の意向の正確な把握に努めた上で、被害者等に対して暴力団員等への対応要領の教示を行うほか、民事上の措置がとられるよう都道府県センターや弁護士会に引き継ぐなどにより、被害の未然防止と被害者等の保護及び救済を図る。

#### イ 民事訴訟支援

暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、都道府県センターや弁護士会と連携し、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟、事務所撤去訴訟及び街宣禁止の仮処分を求める訴訟等に対する支援に努める。特に、対立抗

争等や威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対しては、暴力団対策法第31条又は第31条の2の規定による指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及を積極的に支援する。

#### ウ 保護対策等

暴力団犯罪等の被害者、暴力団排除を推進する地域住民や事業者等に対する危害行為を防圧するため、暴力団等の動向を十分に把握し、必要な体制の確立や資機材の有効活用により保護対策を徹底するとともに、暴力団対策法第30条の3又は第30条の4の規定による損害賠償請求等の妨害行為の中止の命令等の効果的運用を図る。

### 2 薬物対策の推進

#### (1) 薬物対策の重点

##### ア 供給の遮断

##### (ア) 供給源対策の推進

薬物の密造地及び仕出地である国や地域における密造関連情報の収集を行うなど、ICPO等の国際機関及び外国の関係機関との連携を強化し、我が国への薬物の供給を遮断する。

##### (イ) 密輸入事犯取締りの強化

薬物の密輸入関係者の行動特性、搬入方法等に関する情報収集を強化して密輸入の実態解明に努め、国内外の関係機関等との連携の下に、水際検挙の徹底を図る。

##### (ウ) 密売事犯取締りの強化

薬物の密売組織全体の壊滅を目標として、密売網の全容解明に努め、密売事犯の徹底検挙を図る。

##### イ 需要の根絶

薬物の需要が薬物犯罪組織の維持及び拡大を支え、また、薬物乱用が社会的に悪影響をもたらすことから、末端乱用者の徹底検挙により薬物乱用を拒絶する規範意識を形成し、及び維持し、薬物の需要を根絶する。

##### ウ 薬物乱用を拒絶する社会の形成と国民の協力の確保

国民一人一人が薬物の有害性及び危険性に関する正しい知識や薬物犯罪の重大性に関する正しい認識を有し、かつ、薬物乱用を許さないという確固たる意志を持つことができるよう、広報啓発に努め、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成を推進するとともに、国民からの薬物に関する情報提供等の捜査協力の確保を図る。

#### (2) 薬物事犯の取締りの強化

(略)

#### (3) 国際協力の推進

##### ア 国際的な薬物犯罪組織を壊滅するための捜査協力の推進

共同オペレーションの実施等により国際的な薬物犯罪組織の壊滅を図るた

め、国際情報収集体制等を整備し、警察庁を通じ、外国の関係機関との緊密な情報交換を行い、国際的な捜査協力を推進する。

#### イ 薬物の密造地又は仕出地となっている国に対する技術協力の推進

薬物の供給の遮断と需要の根絶に国際的な貢献をするため、海外協力体制を整備し、薬物の密造地又は仕出地となっている国の取締能力向上のための技術協力を推進する。

#### ウ 国際機関との連携

国際的な捜査協力及び技術協力を推進するため、警察庁を通じ、外国の関係機関との協力に加え、ICPO、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関との連携を図る。

### (4) 関係機関及び関係団体等との協力関係の強化

薬物の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、税関、入国管理局、海上保安庁等の関係機関及び航空事業者、港湾関係者等の関係団体等との協力関係を強化する。

また、青少年等に対する薬物乱用防止に関する教育の推進を図るため、都道府県教育委員会等の関係機関との協力関係を強化するとともに、薬物乱用防止活動等の推進を図るため、都道府県薬務主管部局等の関係機関との協力関係を強化する。

### (5) 薬物乱用防止のための取組の推進

関係機関との連携を強化して、青少年に対する薬物乱用防止教育や各種キャンペーンを強化するなど薬物乱用防止活動を推進するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、地域、学校等における各種行事等の機会を活用するなどした薬物乱用防止のための広報啓発活動を積極的に推進する。

また、薬物乱用防止に関する相談員の設置、相談電話の活用等を図るとともに、薬物再乱用防止に向けた取組についても関係機関・団体と連携して推進する。

## 3 銃器対策の推進

### (1) 銃器対策の重点

#### ア 銃器摘発の強化

暴力団等の犯罪組織が組織的に管理し、又は隠匿している銃器の摘発を強化し、犯罪組織から武器を剥奪するとともに、組織の中核の検挙に向けた突き上げ捜査を徹底し、犯罪組織の壊滅を図る。

また、市民生活の安全に脅威を与える銃器犯罪を防止するため、インターネットを利用した銃器密売事犯等の取締りを含め、一般社会における違法銃器の拡散を念頭に置いた取締りを強化する。

#### イ 供給の遮断

銃器の不正取引に関する情報収集及び国内外の関係機関等との連携を強化

し、水際における密輸事犯並びに密売事犯及び密造事犯の摘発を徹底するとともに、これに関与する犯罪組織等及び密輸・密売ルートを解明し、国内外からの銃器の供給を遮断する。

#### ウ 違法銃器及び銃器犯罪を拒絶する社会の形成と国民の協力の確保

国民一人一人が銃器の危険性及び反社会性に関する正しい知識を有し、かつ、違法銃器及び銃器犯罪を許さないという確固たる意志を持つことができるよう、広報啓発に努め、違法銃器及び銃器犯罪を許さない社会の形成を推進するとともに、国民からの銃器に関する情報提供等の捜査協力の確保を図る。

#### (2) 銃器摘発の強化

(略)

#### (3) 関係機関及び関係団体等との協力関係の強化

銃器の密輸入等に関する情報収集及び取締りを推進するため、税関、入国管理局、海上保安庁等の関係機関及び航空事業者、港湾関係者等の関係団体等との協力を強化する。

#### (4) 違法銃器及び銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の推進

民間団体と連携しつつ、キャンペーンを実施するほか、マスメディア、インターネット、広報誌等の様々な媒体、各種行事等の機会を活用するなどして、違法銃器及び銃器犯罪根絶のための広報啓発活動を積極的に推進する。

### 4 国際組織犯罪対策の推進

国際犯罪組織の弱体化及び壊滅を図るため、犯罪のグローバル化に対応し、効果的な国際組織犯罪対策を推進する。

#### (1) 実態解明及び取締りの強化

(略)

#### (2) 水際対策の推進

(略)

#### (3) グローバルな捜査協力の推進

(略)

#### (4) 関係機関及び関係団体等との連携

偽装滞在者や偽装滞在を組織的に助長する者に対する実効ある対策を推進するため、各種届出の窓口となる市区町村や法務局等関係行政機関との間で定期的な会議を開催するなど連絡体制を確立して緊密な連携を図り、偽装滞在に関する情報を共有するなど、必要な助言・援助を行う。

また、外国人を雇用し又は雇用することが予想される企業等に対して、不法就労を防止するための気運の醸成を図るとともに、外国人労働者の適正な管理を促すよう、不法就労防止協議会、風俗環境浄化協会その他の関係団体等と連携し、不法滞在及び不法就労防止のための指導啓発活動を効果的に推進する。

さらに、関係機関及び関係団体等との連携の中で偽装滞在等に係る犯罪の端

緒を認知した場合には、積極的な捜査を推進して検挙に努める。

第8 表彰  
(略)